# 「希望・活躍・うるおいの埼玉」の実現に向けた提案・要望

分野別提案 · 要望

分野6 魅力と誇りを高める分野

## ■文化芸術の振興

【文部科学省、文化庁】

県担当課:文化資源課

## 1 文化財保護行政の推進と文化財の確実な保存活用への支援

【文部科学省、文化庁】

## ◆提案・要望

- (1) 国宝・重要文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び埋蔵文化財等の確実な保存継承 と多様な活用を図るため、保存・修理、整備、管理及び調査等の事業に係る国庫補助につい て、十分な財源を確保すること。
- (2) 文化庁の京都への移転後も、引き続き全国的視野で文化財保護行政を推進すること。

- ・ 国宝・重要文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び埋蔵文化財等の保存、整備及び調査等に ついては、文化財の所有者や管理団体などが国庫補助を受けながら事業を実施しているところである。
- ・ 国指定文化財の保存、整備は複数年に及ぶことから計画的に実施する必要があるが、昨今、国庫補助を要望しても補助額が削減され、文化財の所有者や管理団体が事業に必要な支援を十分に受けられず、事業の実施を先送りせざるを得ない状況が生じており、結果として文化財の適切な保存・活用に支障が生じている。
- ・ 例えば本県を代表する史跡である埼玉古墳群の整備は、長期的な計画に基づき国庫補助を受け整備を実施しているが、平成29年度の計画額9,923千円に対して当初交付額は7,000千円、平成30年度計画額6,805千円に対して当初交付額は5,000千円、令和元年度は計画額10,669千円に対して当初交付額は5,868千円となっており、その結果、整備計画に遅れが生じ整備活用計画の見直しを迫られている。
- ・ 文化庁の京都への移転は、省庁の全面的な地方移転としては初めての事例となる。本県における文化財保護行政については、国の専門官(調査官・技官等)がきめ細かに現地での指導や情報交換をこれまで実施してきた。京都移転によりこうした綿密な打合せを行うことが困難となることが予想される。
- ・ 京都を中心とした近畿地方は、国指定級の文化財が数多く所在し、地元自治体における文化財保護 の体制も整備されている。京都など近畿圏と比較すると本県内の自治体の文化財保護体制は十分とは 言えない。移転を機に文化庁が近畿圏の文化財保護行政の水準をスタンダードと考えて指導を行った 場合には、指導に適切に対応することができなくなる可能性がある。従前にも増してきめ細かな対応 が必要である。

## ◆参考

○県内国指定文化財の保存・整備に係る国庫補助金の計画と当初交付額

(件数:件、額:千円)

年度	計画 件数	計画額(a)	当初交 付件数	当初交付額(b)	交付率(b/a)
H26	80	624, 881	72	521, 086	83.4%
H27	81	596, 722	74	523, 846	87.8%
H28	79	873, 940	72	592, 496	67.8%
H29	78	1, 163, 133	71	700, 155	60. 2%
H30	76	1, 050, 749	72	771, 267	73.4%
H31(予定)	67	765, 015	62	444, 009	58.0%

# ■ICTを活用した県民の利便性の向上

【総務省】

県担当課: 情報システム課

## 1 超高速ブロードバンドサービスの地域間格差の解消

【総務省】

## ◆提案・要望

希望する全ての国民がICTを利活用できる環境の確保に当たっては、地方自治体に新たに財政 負担を求めることなく、民間事業者が整備できる手法を国が責任をもって講ずること。

### ◆本県の現状・課題等

・ 現在、光ファイバを中心とした超高速ブロードバンド基盤の世帯カバー率は、全国平均で99.2%と 利用環境の改善が図られているが、条件不利(不採算)地域等においては、超高速ブロードバンド基 盤が未整備の地域が存在している。地理的な情報通信格差を是正するため、中山間部などの条件不利 地域での整備を促進する必要がある。

# ■快適で魅力あふれるまちづくり

【総務省、財務省、国土交通省】

県担当課:情報システム課、用地課、道路街路課

道路環境課、建築安全課、住宅課

## 1 携帯電話不感地帯の解消

【総務省】

## ◆提案・要望

- (1) 条件不利地域における民間電気通信事業者による設備投資を促進するための支援制度の拡充を図るとともに、民間電気通信事業者を事業主体とする財政支援制度を創設すること。
- (2) 不採算地域への携帯電話基地局の整備や維持管理に係る費用へのユニバーサルサービス制度の適用を検討すること。

- ・ 居住地における携帯電話不感地帯は解消が進んできているが、地理的に条件不利な地域の世帯数が 10戸に満たないような小さな集落や、非居住地にあっても多くの人が訪れる観光地などについては、 携帯電話不感地帯の解消が進んでいない現状がある。
- ・ 地理的に条件不利な地域において、市町村が携帯電話等の基地局施設を整備する場合には、国の無線システム普及支援事業 (携帯電話等エリア整備事業) があるが、小集落等については民間電気通信事業者の採算性の問題からエリア化 (当該事業による基地局施設の整備) が進んでいない現状がある。携帯電話の不感地帯を放置することは、救助や救援に支障を来す恐れがあり、国民の安全を脅かすものであるため、早期に解消が図られる必要がある。

## 2 地上デジタル放送共聴施設の維持管理の支援

【総務省】

## ◆提案·要望

地上デジタル放送の難視対策は、国と放送事業者が主体となって住民及び地方公共団体を支援すべきであり、共聴施設の維持管理についても、住民及び地方公共団体に過剰な負担とならないよう、 新たな支援措置を創設すること。

- ・ 地上デジタル放送の難視対策は、デジタル混信対策及び福島原発避難指示区域における対策を除き、 平成27年3月で完了したところである。このうち、共聴施設による対策は、住民及び地方公共団体が 主体となって実施し、国と放送事業者が共聴施設の新設・改修を支援することとされてきた。
- ・ 国では無線システム普及支援事業費等補助金により、原則として、新設は補助対象経費の2/3、 改修は補助対象経費の1/2に相当する額を補助してきたところである。また、日本放送協会におい ても、自主共聴組合のデジタル化改修について、加入世帯の負担額に対し助成を行ってきた。
- ・ 一方、共聴施設の維持管理については国や放送事業者による支援措置がなく、住民及び地方公共団体に過剰な負担となっているため、早急な対応を必要としている。

## 3 都市公園事業の推進

【国土交通省】

## ◆提案·要望

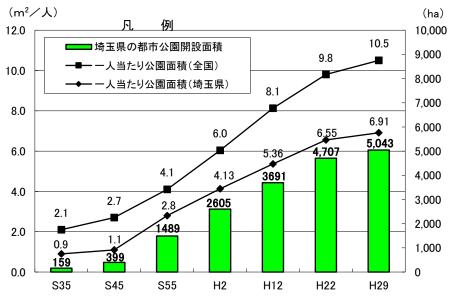
- (1) 生活に潤いと安らぎを与える憩いの場であり、災害時の避難地や防災活動拠点となる都市 公園の整備を推進するため、必要な財源を確保すること。
- (2) 国民の安心・安全の確保が求められる中、インフラの老朽化対策として、公園施設の長寿命化を推進するため、必要な財源を確保すること。

## ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の都市公園面積は、全国 5 位 (平成29年度末) となっているものの、1 人当たり公園面積は、 全国平均を大きく下回る状況となっている。
- ・ 本県が管理する都市公園における公園施設長寿命化に要する費用は、向こう5年間で281億円となっており、財政面での制約がある中、予算の確保が課題となっている。

## ◆参考

○都市公園面積・1人当たり公園面積推移



○向こう5年の県営公園における施設の長寿命化に要する費用(単位:百万円)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	合計
金額	3, 378	5, 586	6, 014	6, 492	6, 640	28, 110

## 4 安全で快適な歩行空間の整備

【国土交通省】

#### ◆提案·要望

- (1) 高齢者や障害者等誰もが安心して利用できる安全で快適な歩行空間を確保するとともに、 良好な住環境整備のため、幅の広い歩道の整備、電線類の地中化に必要な財源を確保する こと。
- (2) 電線類の地中化を進めるために、施工方法や構造などについて低コスト化の研究開発と普及を進めるとともに、電線管理者による単独地中化など、電線類地中化の整備手法について も検討及び普及を進めること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 高齢者をはじめとする交通弱者の安全な通行を確保するため、幅の広い歩道の整備を進める必要がある。
- ・ しかしながら、県管理道路の約3割においては、未だ歩道が整備されていない。整備済みの箇所に おいても、十分な幅員が確保されていないところや歩道内に段差が多く残されている。
- ・ 国が平成30年4月に策定した「無電柱化推進計画」等を踏まえ、安全で快適な歩行空間の確保、地 震等に対するライフラインの安全性や信頼性の向上、良好な景観形成を図るため、計画的かつ重点的 に電線類の地中化を進める必要がある。
- ・ 電線類の地中化を進めるためには多くの事業費が必要であり、継続的かつ安定的な財源確保と共に コスト縮減が必要不可欠である。

#### ◆参考

○歩道の整備状況(県管理道路)

県管理道路延長	歩道整備延長	歩道整備率
2,786.4 km	2,032.2 km	72.9 %

## ○歩道整備率の推移(県管理道路)

H25. 4. 1	H26. 4. 1	H27. 4. 1	H28. 4. 1	H29. 4. 1	Н30. 4. 1
71.6%	72.0%	72.3%	72.5%	72.8%	72.9%

## ○歩道の幅員別整備状況(県管理道路)

歩道幅員	0.75m以上~2.5m未満	2.5m以上	合 計
整備延長	675.2 km	1,357.0 km	2,032.2 km
構成比	33.2 %	66.8 %	100 %

#### ○ 電線類地中化の整備状況(県管理道路)

H28. 4. 1	H29. 4. 1	Н30. 4. 1
51.4km	52.1km	53. 0km

平成30年4月1日現在

## 5 空き家を含めた中古住宅等の流通促進に向けた対策の推進

【国土交通省】

## ◆提案・要望

- (1) 中古住宅の購入や、建て替え及び建て替えた住宅の購入に対する各種税制・金利優遇を更に充実させること。
- (2) 空き家の除却により跡地の流通を促進するため、空き家を除却しても跡地の固定資産税等が急増しないよう住宅用地特例の適用延長などの措置を講ずること。

- ・ 本県の住宅ストックは世帯数約313万世帯を上回る約339万戸である。新築住宅は年間約6万戸供給 される一方で滅失は年間約4千戸にとどまり住宅ストックは年々増加している。
- 平成30年の本県の空き家は、戸数で約34万6千戸、空き家率では10.2%である。
- ・ 空き家率は全国で最も低いが、空き家の戸数は第8位と上位に位置している。
- ・ 中でも、二次的住宅、賃貸用・売却用の住宅以外の人が住んでいない住宅については、平成30年は 約12万4千戸と平成25年から約1万2千戸の増加となっていることに加え、空き家全数の36%を占めている。
- ・ 空き家が放置されると周辺の生活環境に悪影響を与えるおそれがあるため、空き家を含めた中古住宅の流通や除却を促進する必要がある。
- ・ そのためには、空き家を含めた中古住宅の購入や建て替え、また、建て替えた住宅の購入に対して さらなる優遇措置が必要である。
- ・ 空き家を除却した跡地は、空き家が残っている場合に比べて流通しやすくなることがある一方で固 定資産税の住宅用地特例が適用されなくなるため、空き家の所有者が除却を躊躇しない措置が必要で ある。

## 6 民間マンションの管理適正化に向けた対策の推進

【国土交通省】

## ◆提案·要望

マンションの管理の適正化を図るため、都道府県及び市区町村が必要に応じて管理組合に対して管理状況の報告を求め、必要な指導・助言を行えるような仕組みづくりをすること。

- ・ 都市部においては、民間の分譲マンションに住む世帯の割合が高く、主要な居住形態の一つとして 定着している。一方で、マンションの高経年化が進み、入居者も高齢化する中で、管理組合による適 正な管理が行われず、建物の老朽化が進行する事態が懸念されている。
- ・ 本県の民間マンションのストックは約44万3千戸であり、全住戸約339万戸に対する割合(マンション化率)は約13%である。[H31.1.1本県住宅課調べ、H30年度住宅土地統計調査]
- ・ そのうち、建築後30年を経過(高経年化)したマンションは約15万4千戸であり、マンションストックの約3割を占め、今後10年間で、本県の高経年化したマンションは、約2倍に増加する見込みである。[H31.1.1本県住宅課調べ]
- ・ 本県では、平成26年度から28年度までの3か年で意欲的な県内9市と連携し、建築後30年を経過したマンションを対象として「老朽化マンション管理適正化支援先導事業」を実施した。
- ・ この事業では、アンケート調査などの結果、課題があると思われるマンションのうち希望する管理 組合に、マンション管理の専門家である「埼玉県分譲マンションアドバイザー」を派遣した。その結果、管理組合による自主的な改善に向けた取組が始まっている。
- ・ しかし、アンケート調査への回答や専門家による支援の受入れはいずれも任意であり、強制力を持たない。そのため、課題があるマンションの把握や改善指導の徹底ができず、今後適切に維持管理されない老朽化マンションが増加し、将来、周辺の住環境にも悪影響を及ぼすおそれがある。
- ・ また、行政の責務としては、マンションの管理の適正化の推進に関する法律において、「国及び地方公共団体は…区分所有者等の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されているのみである。
- ・ 周辺環境に大きな影響を与えるマンションの老朽化の防止等を図ることは全国的な課題である。特に、建築面や環境面から、今後老朽化する可能性があるマンションについては、各地方公共団体が管理組合に対し報告を求め、指導・助言を行うことができるような仕組みが必要である。

## 7 代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額の引上げ

【財務省、国土交通省】

## ◆提案·要望

公共事業用地の取得に係る代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額を、現行の1,500万円から3,000万円に引き上げること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 公共事業用地の取得に際し、土地所有者が補償金に代えて代替地を希望することも多い。
- ・ 公共事業の円滑な推進を図るには、代替地の問題を解決することが必要不可欠であるが、特別控除額が1,500万円では、代替地を提供することのメリットが小さいため、代替地提供の協力が得にくく、 代替地取得のあい路となっている。

## 8 納税猶予を受けている農地の譲渡に伴う贈与税・相続税の免除

【財務省、国土交通省】

## ◆提案・要望

納税猶予の特例に係る農地を公共事業用地として譲渡した場合の贈与税・相続税を免除すること。

- ・ 納税猶予の特例に係る農地(以下「納税猶予農地」という。)については、租税特別措置法に基づき、その贈与税及び相続税が猶予されている。
- ・ しかし、納税猶予農地を公共事業用地として譲渡する場合、代替の農地を取得しないときは、売却 した面積に相当する猶予されていた贈与税又は相続税を納税しなければならない。
- ・ そのため、納税猶予農地の所有者の理解を得ることが難しく、公共事業用地取得の大きな妨げとなっており、河川改修等に必要な用地を取得できず、緊急性の高い災害防止対策工事の遅れにもつながっている。

# ■多様な主体による地域社会づくり

【厚生労働省】

県担当課:社会福祉課

福祉政策課

## 孤立死防止対策の充実

【厚生労働省】

## ◆提案・要望

1

ライフライン事業者などの個人情報取扱事業者が居住者の異変を発見し、生命の危険が予見される場合には、個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供できることをガイドラインなどに 事例として明記し、発見者が自治体へ通報しやすい環境づくりを更に進めること。

- ・ 各自治体においては、自治会組織や住民ネットワークを活用した見守り活動など、住民が安心して 暮らせる地域づくりに取り組んでいる。
- ・ しかしながら、様々な事情により自らSOSを発信できない、あるいは発信しない住民などへの支援が課題となっている。
- ・ そこで、地域住民のほか、電気・ガス・水道といったライフライン事業者や新聞配達業者、宅配業者など日頃住民と接する機会の多い業者などの関係機関の協力を得て、早期発見の仕組みを構築することが重要である。
- ・ 「個人情報の保護に関する法律」には、「利用目的による制限(第16条)」及び「第三者提供の制限 (第23条)」の規定がある。
- ・ 同法では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得る ことが困難であるとき」に該当する場合は、これらの制限は適用除外とされている。
- ・ しかし、国のガイドラインには、個人情報の提供制限の例外については記載されているが、ライフ ライン事業者などの個人情報取扱事業者が躊躇することなく通報できるようにする具体的事例が記載されていない。

## 2 生活福祉資金相談体制の維持

【厚生労働省】

## ◆提案·要望

生活福祉資金貸付制度について、県及び市町村の社会福祉協議会が資金の貸付けから償還終了までの相談支援を継続して行うために必要な財源を国として確保すること。

- ・ 生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な 相談支援を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的として実施してい る。
- ・ 実施主体である県社会福祉協議会が、市町村社会福祉協議会や民生委員の協力により、相談、貸付 けから償還終了まで制度を運営している。
- ・ 本県では制度の適正な実施を確保するため、毎年度、県社会福祉協議会に対して事業の実施に要する経費を補助している。
- ・ 平成26年度は、国のセーフティネット支援対策等事業費補助金を活用して74,954千円、国の交付金 で造成された緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源として245,560千円、合計で320,514千円の補助金 を交付した。
- ・ 平成27年度は国の補助制度が変更され、これまで厚生労働大臣が認めた額とされていた補助基準額が、貸付件数等の実績に基づいて決定される方式に改められた。新たな算定式では、本県の補助基準額は48,012千円であったが、経過措置による個別協議が認められ、本県の所要額であった97,561千円が確保された。
- 平成28~30年度も経過措置の適用により本来の補助基準額を超える60,712千円が確保された。
- 一方、令和元年度からは、新たに貸付金の償還努力を評価する仕組みが導入された。
- ・ また、市町村社会福祉協議会等の相談体制整備に係る経費への補助制度が平成26年度で廃止されたが、27年度からは国の制度要綱の改正により、当分の間、貸付原資の一部を取り崩して同経費に充てることが可能となった。
- ・ ただし、この貸付原資取崩しの取扱いは、あくまでも基金廃止に伴う激変緩和の経過措置であり、 基本的には廃止していくことが必要との考えが国から示されている。
- ・ 生活福祉資金の貸付件数は年々減少しているが、貸付後の償還期間が20年のものもあり、貸付後も 長期にわたって多くの借入者の自立や償還のため、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会が相 談支援を続けていく必要がある。
- ・ しかし、令和2年度以降は、これら県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会が継続的に適正な 相談支援体制を維持していくための財源が担保されていない。

## ◆参考 国庫補助額の推移

## (1) 県社会福祉協議会の人件費及び事務費、民生委員実費弁償費

	補助金額(上限額)	財源
平成26年度	113,811千円	①セーフティネット支援対策等事業費補助金 74,954千円(国1/2、県1/2) ②緊急雇用創出事業臨時特例基金 38,857千円(国10/10)
平成27年度	97,561千円(a+b) a 補助基準額 48,012千円 b 経過措置による加算 49,549千円	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (国1/2、県1/2)
平成28年度	60,712千円 (a+b)a 補助基準額 45,256千円b 経過措置による加算15,456千円	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (国1/2、県1/2)
平成29年度	60,712千円 (a+b)a 補助基準額 40,550千円b 経過措置による加算20,162千円	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (国1/2、県1/2)
平成30年度	60,712千円 (a+b)a 補助基準額 38,808千円b 経過措置による加算21,904千円	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (国1/2、県1/2)
令和元年度 (見込み)	57,674千円	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (国1/2、県1/2)

## (2) 市町村社会福祉協議会の相談体制整備のための人件費、事務費

	補助金額等	財源
平成26年度	206, 703千円	緊急雇用創出事業臨時特例基金(国10/10)
平成27年度	103, 351千円	生活福祉資金原資 平成26年度実績相当額の1/2を目安に、 平成25年度償還金収入実績額の3割まで
平成28年度	103, 189千円	生活福祉資金原資 前々年度償還金収入実績額の3割まで
平成29年度	106,510千円	
平成30年度	91,349千円	
令和元年度 (見込み)	88,790千円	

## 3 市町村総合相談支援体制の構築の推進 【新規】

【厚生労働省】

## ◆提案·要望

市町村が包括的な支援体制づくりを進めるための独自の交付金の創設をするなど、十分な財政支援を行うこと。

## ◆本県の現状・課題等

- ・ 高齢者・障害者・児童・生活困窮者など福祉の分野ごとの相談支援体制では対応が難しい複合的な 課題を抱えた方が増加している。
- ・ そこで国は、誰もが地域の課題を「我が事」として捉え、公的サービスが縦割りでなく「丸ごと」 対応することができる「地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉法を一部改正し、「我が事・丸ご と」の地域づくりを進めるため、市町村が包括的な支援体制の整備づくりに努める旨を規定した(平 成30年4月施行)。
- ・ この法改正により、市町村は世帯全体の複合化・複雑化した地域生活課題を受け止める総合的な相談支援体制を構築することが求められている。
- ・ 国は、介護保険制度の地域支援事業など、他制度の財源活用に関する通知(平成29年3月31日付け 「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」)を発出しているが、市町村の体制づくりを進 める上で十分な財源とはいえない。また、全国151自治体を対象としたモデル事業に対し財政補助を しているが、国の補助を希望する全ての市町村が活用できるだけの財源ではない。
- ・ すべての市町村の総合相談支援体制の構築を実現するためには、安定的な恒久財源を確保する必要がある。

#### ◆参考

○市町村総合相談支援体制の構築状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和2年度 (目標)
ワンストップ型総合相談窓口や複合課題を 調整するチームを設置している市町村数	19 市町村	23 市町村	32 市町村

(平成31年1月末現在)

※本県では第5期埼玉県地域福祉支援計画(平成30~令和2年度)において、「ワンストップ型総合相談窓口」や「複合課題を調整するチーム」の設置をもって市町村総合相談支援体制を構築していると定義している。

## ○本県の主な取組・支援

- ・総合相談支援体制を構築しようとする市町村に対し、アドバイザーを派遣
- ・市町村情報交換会や研修の開催

# ■人権の尊重

【内閣官房、総務省、法務省、外務省】

県担当課:社会福祉課、人権推進課

## 1 日本人拉致問題の早期解決

【内閣官房、外務省】

## ◆提案・要望

- (1) 北朝鮮に対しては粘り強く交渉を行い、早急に全ての拉致被害者等の生存確認及び帰国の 実現を図ること。
- (2) 北朝鮮による拉致の疑いが排除されない行方不明者については、調査・事実確認を行い、 拉致被害者として速やかに認定すること。
- (3) 朝鮮半島有事の際には、米国をはじめ関係諸国と連携して、拉致被害者等の安全確保にあらゆる手立てを尽くすこと。
- (4) 政府認定拉致被害者とその家族には、帰国後、平穏な生活を送ることができるように給付金支給など十分な対応をとり、生活再建を図ること。

- ・ 平成14年9月の日朝首脳会談において北朝鮮が拉致を認めてから、15年以上経過しているが、平成 16年までに拉致被害者5人と家族8人が帰国して以降、新たな帰国者はない。
- ・ 本県関係の拉致被害者及び拉致の可能性を排除できない行方不明者に関しても、いまだに明確な情報を得られていない。
- ・ 平成26年5月の日朝実務者協議で、北朝鮮は拉致の疑いが排除されない行方不明者も含めた全ての 日本人の再調査を約束し、7月には調査委員会を設置した。しかし、平成28年2月に北朝鮮が再調査 の中止と調査委員会の解体を一方的に表明し、状況は進展していない。
- ・ 平成30年6月、平成31年2月の米朝首脳会談の議題として日本人拉致問題が取り上げられたものの、日朝首脳交渉に向けた道筋が見通せない状況である。

## 2 インターネット上の人権侵害情報の拡散防止

【総務省、法務省】

## ◆提案·要望

- (1) 国自らが全国一律のインターネットモニタリングなどを行い、インターネット上での人権 侵害情報の早期発見、早期削除に努め、人権侵害情報の拡散を防止するための対策を講ずる こと。
- (2) プロバイダ責任制限法を改正するなど、不特定多数の者に対する差別を助長又は誘発する 情報を速やかに削除できるよう実効性のある法制度を早期に整備し、人権が侵害された場合 における被害者の救済を迅速に行えるための対策を講ずること。

## ◆本県の現状・課題等

- ・ 情報化社会の進展に伴い、インターネットを利用した差別を助長あるいは誘発する情報の掲載など 不特定多数の者に対する人権侵害が発生し、年々増加している。
- ・ 本県においても、さいたま地方法務局が人権侵犯事件としてインターネットに係る救済手続きを行った件数が増加している。
- ・ インターネット上の部落差別をはじめとする差別的な書き込みの問題については、インターネット の特質上、監視する対象は全国に、更にプロバイダ等の管理者にいたっては海外に及んでいる。
- 人権侵犯事件調査処理規程(法務省)による法務省からプロバイダへの削除依頼は強制力はない。
- ・ 不特定多数の者に対する差別を助長あるいは誘発する情報については、プロバイダ責任制限法の対象外である。
- ・ 平成 29 年 3 月に、プロバイダ業界団体は「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」を改正し、「特定の地域が同和地区であるなどと示す情報」を他者に対する不当な差別を助長する行為に追加したが、事業者の自主的な取組に留まっている。

<法務省の人権擁護機関で	「インターネット」	に係る救済手続きを行っ	った件数>

	25年	26年	27年	28年	29年	30年
埼玉県	16 件	35 件	65 件	42 件	79 件	74 件
対前年比	89%	219%	186%	65%	188%	94%
全 国	957 件	1,429件	1,736件	1,909件	2,217件	1,910件
対前年比	143%	149%	121%	110%	116%	86%

#### ▲参老

○プロバイダ責任制限法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)

(損害賠償責任の制限)

第3条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の 用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者はこれによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、(中略) 賠償の責めに任じえない。

- ○違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説 (禁止事項)
- 第1条 契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他人への不当な差別を助長し、またその名誉もしくは信用を毀損する行為
  - ・ 他者に対する不当な差別を助長する等の行為には以下が含まれます。 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を含むいわゆるヘイトスピーチ 不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどと示 す情報をインターネット上に流通させる行為
- ○平成30年12月27日付け法務省権調第123号法務局人権擁護部長及び地方法務局長あて「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について」(依命通知)以下、抜粋。

インターネット上の同和地区(被差別部落)(以下、単に「同和地区」という。」に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理についての考え方を下記のとおり整理しましたので、今後は、これに従って取り扱い願います。

2 部落差別の特殊性を踏まえた識別情報の摘示に関する考え方(略)

特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報を公にすることは、その行為が助長誘発目的に基づくものであるか否かにかかわらず、また、当該地域がかつての同和地区であったか否かにかかわらず、人権擁護上許容し得ないものであり、その点で、他の識別情報と性質を異にするものである。したがって、「〇〇地区は同和地区であった(ある)。」などと指摘する識別情報の摘示は、原則として削除要請等の措置の対象とすべきである。

## 3 DV、婦人保護対応の充実及び児童虐待対応との連携強化 【新規】

【厚生労働省、内閣府】

## ◆提案・要望

- (1) 売春防止法に基づく要保護女子の一時保護委託における条件の緩和を早急に図ること。
- (2) 被害者支援に取り組む民間団体への財政的支援の強化を図ること。
- (3) 平成31年3月19日閣議決定の「児童虐待防止対策の抜本的強化について」に基づきDV対応と児童虐待対応との連携強化に取り組むに当たり、その実施に支障が生じることのないよう具体的な指針等を示すとともに、必要な財政的措置を講ずること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 一時保護施設の入所対象者は売春防止法に基づく要保護女子、DV被害者、ストーカー被害者等と 幅広いが現状はDV被害者が優先され大半を占めている。そのため施設の秘匿性等の観点から、売春 防止法に基づく要保護女子の入所が困難となっている。さらに、売春防止法に基づく要保護女子につ いては、一時保護委託が可能なケースが非常に限定されることから入所者減少の一因となっている。
- ・ 被害者に対する自立支援を継続的に行うためには、民間団体の協力が不可欠である。民間団体に対する援助については、配偶者暴力防止法第26条に国及び地方公共団体の努力義務が定められている。本県においては運営費補助等を行っているが、民間団体の置かれている状況は非常に厳しい。国においても一時保護委託費の増額や施設維持の補助等を行い、民間団体の運営基盤の安定強化を図ることが必要である。
- ・ 要保護女子の一時保護委託は、平成28年3月31日雇児発0331第22号通知によりその対象者の範囲の 要件が限定されている。利用者の人権、安全、個別性を尊重する観点から、同通知に定められた要 件の場合だけでなく、自治体の裁量で必要と認める場合に委託が行えるように早急にするべきである。
- ・ 平成31年3月19日閣議決定の「児童虐待防止対策の抜本的強化について」では、DV対応と児童虐待対応との連携強化、婦人相談所・一時保護所の体制強化、婦人相談員の配置の促進、婦人保護施設の機能の充実などの対策が掲げられている。
- ・ 保護されるDV被害者は、その多くが子どもを複数同伴しており、被害者のみならず子どもへの支援も必要である。しかし、児童相談所は子どもの安全確保を最優先にした介入権限があるのに対し、 DV被害者の保護は本人の意思を尊重するものであるなど制度上異なる点があり、加害者対策やDV 被害者の自立支援も含めて考えると、単なる形だけの連携では問題の解決に結びつかない。

## ◆参考

#### ○DV相談件数の推移

(※平成30年度は2月末現在)

	H26	H27	H28	H29	H30 <b>※</b>
県全体	10, 913	11, 916	10, 599	11, 563	_
配暴センター	4, 402	5, 735	5, 806	5, 867	6, 079

※ 県全体:県及び全市町村におけるDV相談件数

配暴センター: 県及び市町村の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

#### ○保護件数の推移

	H26	H27	H28	Н29	H30
保護件数(うちDV)	134 (124)	105 (94)	97 (86)	63 (58)	65 (59)
一時保護委託件数	38	25	22	8	10